

電力供給の仕組み（2016年4月以降）

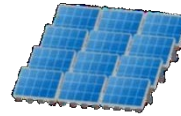
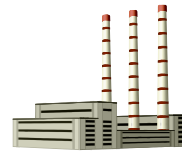
事業者数は2017年3月現在

- 電力システム改革における小売の全面自由化に伴い電気事業者の類型が見直され、現在は、「発電事業」、「送配電事業」、「小売電気事業」の大きく3つに分けられ、事業毎にそれぞれ必要な規制を課している。

A 発電事業【届出制】

発電した電気を小売電気事業者等に供給する者
ex. JFEホールディングス、東京電力ホールディングス、自治体 等（559者）

※小売電気事業等の用に供する電力の合計が1万kW超



送配電設備の維持・運用者

一般送配電事業者

送電事業者

特定送配電事業者

B 送配電事業（①～③）

①一般送配電事業【許可制】

発電事業者から受けた電気を小売電気事業者等に供給する者（離島供給や最終保障供給義務を負う）
ex. 東京電力パワーグリッド、関西電力 等（10者）

②送電事業【許可制】

一般送配電事業者に電気の振替供給を行う者
ex. 電源開発、北海道北部送電（2者）

一般送配電事業者の系統

③特定送配電事業【届出制】

特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する者
（小売供給のためには登録が必要）
ex. 住友共同電力、JR東 等（20者）

C 小売電気事業【登録制】

一般の需要※に応じ電気を小売する者
（需要家への説明義務や供給力確保義務を負う）
ex. I-net、東京電力エナジーパートナー、KDDI 等（389者）

※一般の需要（一般家庭、企業、商店等）

一般の需要とは区別された特定の供給地点

